

須坂市立地適正化計画 届出の手引き

1 立地適正化計画について

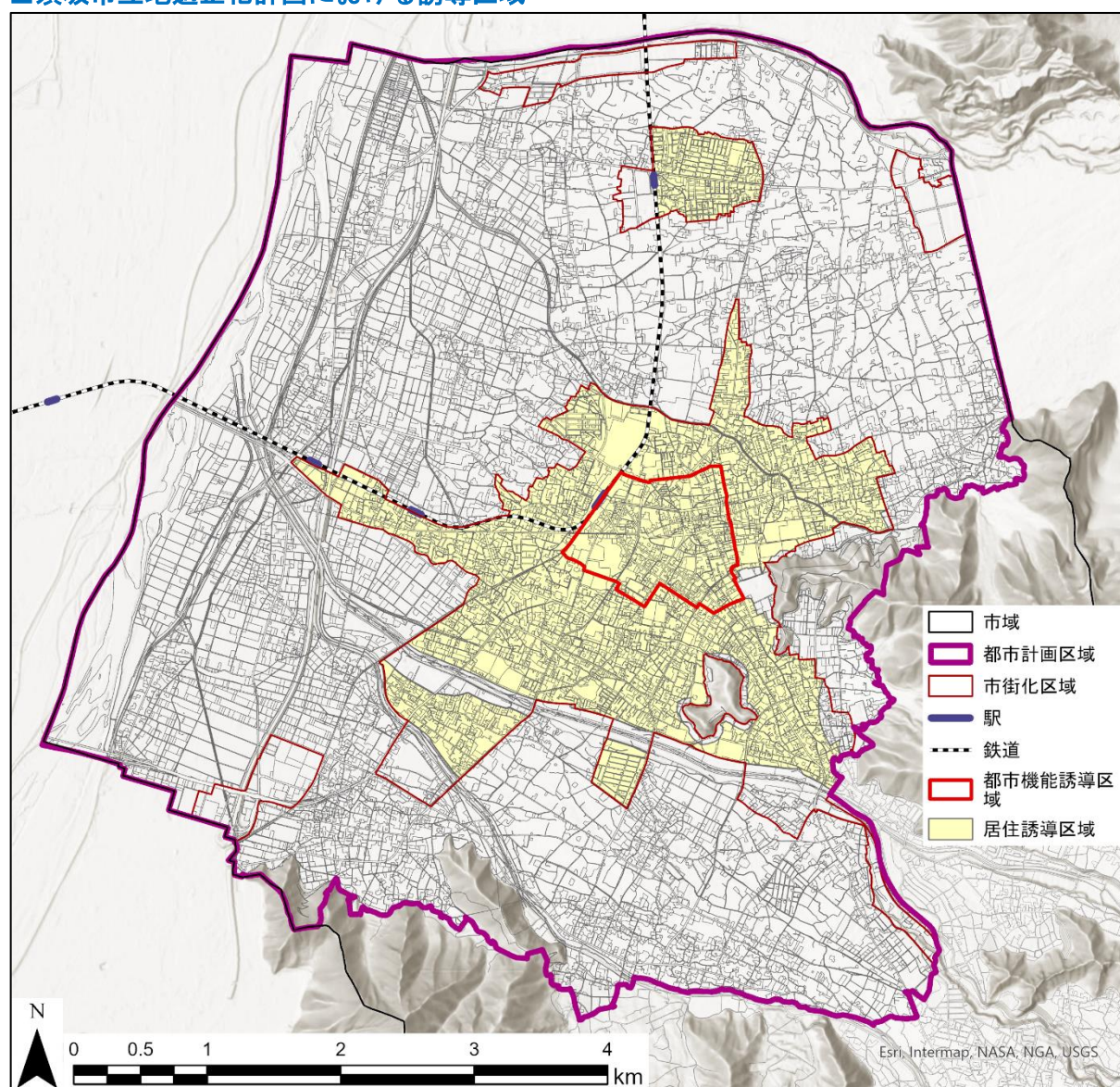
国では、居住や都市機能を集約した複数の拠点公共交通でつなぐ「コンパクト・プラス・ネットワーク」を掲げ、2014年8月に改正都市再生特別措置法（以下、「法」といいます。）を施行し、「立地適正化計画制度」を創設しました。

本市においても、人口減少・少子高齢社会において、暮らしやまちの活力・魅力の維持・充実を図るため、このたび「須坂市立地適正化計画」を策定しました。

立地適正化計画では、人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域である「居住誘導区域」を設定し、「誘導施策」の実施により、中長期的に居住の誘導を目指します。

また、医療・福祉・商業などの都市機能を都市の拠点に誘導し集約する「都市機能誘導区域」を定め、各種サービスの効率的な提供を図ります。

■須坂市立地適正化計画における誘導区域



（３）届出の対象とならない軽易な行為

以下の行為については、届出の必要はありません。（法第88条第1項、法施行令第34条、35条）

- ① 住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ② ①の住宅等の新築
- ③ 建築物を改築し、又はその用途を変更して①の住宅等とする行為
- ④ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ⑤ 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為

（４）届出の時期

届出対象となる行為に着手する日の30日前までに届出が必要です。

（５）提出部数

1部（控え等に受付印を希望する場合は、もう1部ご準備ください。）

（６）届出先

須坂市まちづくり推進部まちづくり課

（７）届出書類の作成

届出は、以下の区分により、あらかじめ定められている届出書（様式）に添付図書を添えて行います。

①開発行為の場合	■ 届出書（様式1） ■ 添付図書 ・ 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1/1,000以上） ・ 設計図（縮尺1/100以上） ・ その他参考となるべき事項を記載した図面
②建築行為の場合	■ 届出書（様式2） ■ 添付図書 ・ 敷地内における住宅等の位置を表示する図面（縮尺1/100以上） ・ 住宅等の二面以上の立面図及び各階平面図（縮尺1/50以上） ・ その他参考となるべき事項を記載した図面
③上記2つの届出内容を変更する場合	■ 届出書（様式3） ■ 添付図書 ・ ①及び②の場合と同様

※届出様式は、須坂市ホームページにおいてダウンロードできます。

3 都市機能誘導区域外における事前届出について

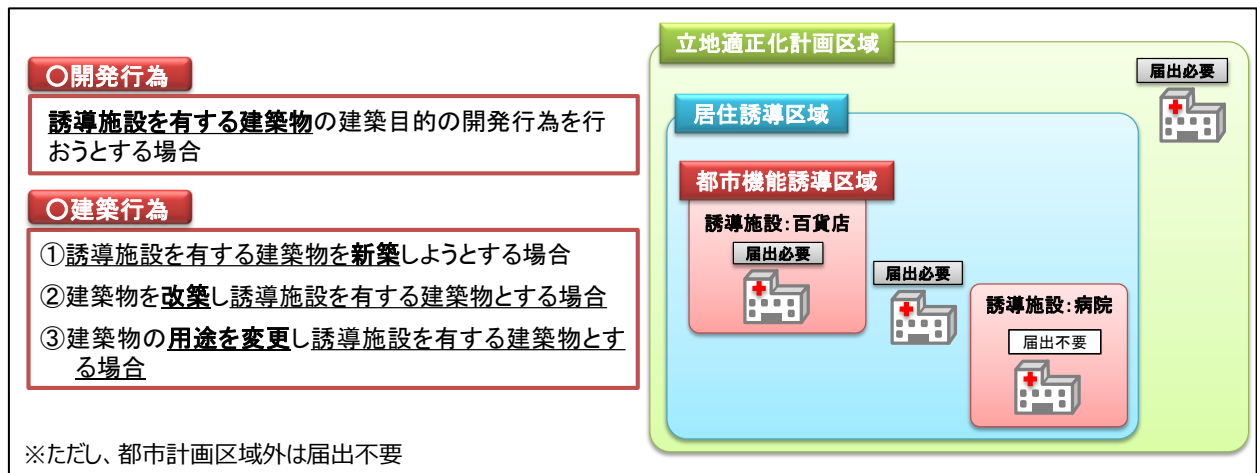
(1) 届出制度の目的

届出制は、法第108条第1項に基づき、市が都市機能誘導区域外における都市機能誘導施設の整備の動向を把握するための制度です。

(2) 届出の対象となる行為

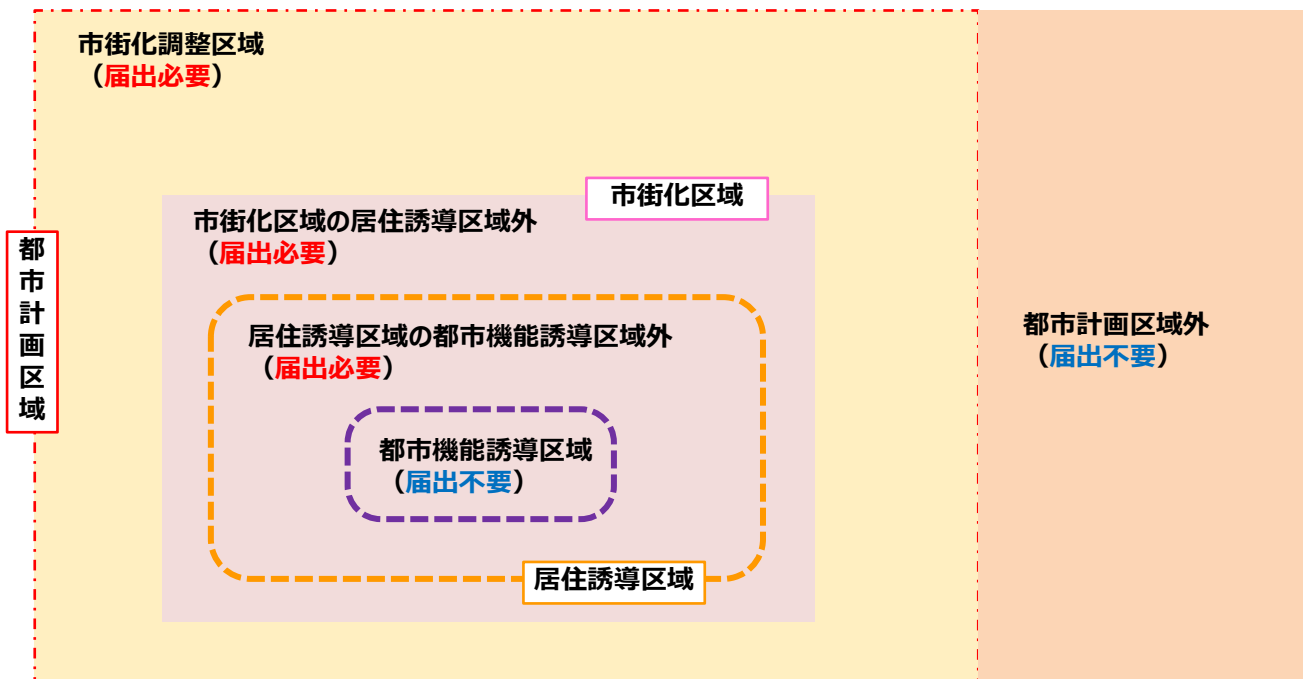
都市機能誘導区域外で行われる一定規模以上の開発行為や建築行為（下図参照）には、これらの行為に着手する日の30日前までに市長への届出が義務付けられます。ただし、誘導施設に指定されていない施設については、届出は不要です。

■都市機能誘導区域外において届出の対象となる行為のイメージ



出典：国土交通省「改正都市再生特別措置法等について」

■都市機能誘導区域外の届出制度のイメージ



(3) 届出の対象となる施設（誘導施設）

機能区分	施設区分	定義
医療	病院	医療法第1条の5
	診療所	医療法第1条の5（診療科目に内科、外科、小児科、歯科を含むもの）
介護福祉	通所介護施設	老人福祉法第5条の3
	福祉会館	身体障害者福祉法第31条
	保健センター	地域保健法第18条
子育て支援・教育	子育て支援センター	子ども・子育て支援法第59条第1項第九号
	保育園	児童福祉法第39条第1項
	幼稚園	学校教育法第1条
	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項
	高等学校	学校教育法第1条
文化	図書館	図書館法第2条第1項
	博物館・美術館	博物館法第2条第1項又は第31条
	文化ホール	須坂市蔵のまち観光交流センター条例、須坂市シルキーホール条例又はこれに準ずる施設
	公民館	社会教育法第21条
商業	大規模小売店舗	大規模小売店舗立地法第2条第2項
金融	銀行	銀行法第2条
	信用金庫	信用金庫法第2条
	JA（農協）	農林中央金庫法
	郵便局	日本郵便株式会社法第2条第4項
行政	市役所	地方自治法第4条

（４）届出の対象とならない軽易な行為

以下の行為については、届出の必要はありません。（法第108条第１項、法施行令第44条、第45条）

- ① 須坂市立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ② ①の誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築
- ③ 建築物を改築し、又はその用途を変更して①の誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
- ④ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ⑤ 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為

（５）届出の時期

届出対象となる行為に着手する日の30日前までに届出が必要です。

（６）提出部数

１部（控え等に受付印を希望する場合は、もう１部ご準備ください。）

（７）届出先

須坂市まちづくり推進部まちづくり課

（８）届出書類の作成

届出は、以下の区分により、あらかじめ定められている届出書（様式）に添付図書を添えて行います。

①開発行為の場合	■ 届出書（様式４） ■ 添付図書 ・ 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1/1,000以上） ・ 設計図（縮尺1/100以上） ・ その他参考となるべき事項を記載した図面
②建築行為の場合	■ 届出書（様式５） ■ 添付図書 ・ 敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺1/100以上） ・ 建築物の二面以上の立面図及び各階平面図（縮尺1/50以上） ・ その他参考となるべき事項を記載した図面
③上記２つの届出 内容を変更する 場合	■ 届出書（様式６） ■ 添付図書 ・ ①及び②の場合と同様

※届出様式は、須坂市ホームページにおいてダウンロードできます。

4 誘導施設の休廃止に係る届出制度について

(1) 届出制度の目的

届出制は、法第108条の2第1項の規定に基づき、都市機能誘導区域内において、市が既存施設・設備の有効活用など、機能維持に向けた機会を確保するための制度です。

(2) 届出の対象となる行為

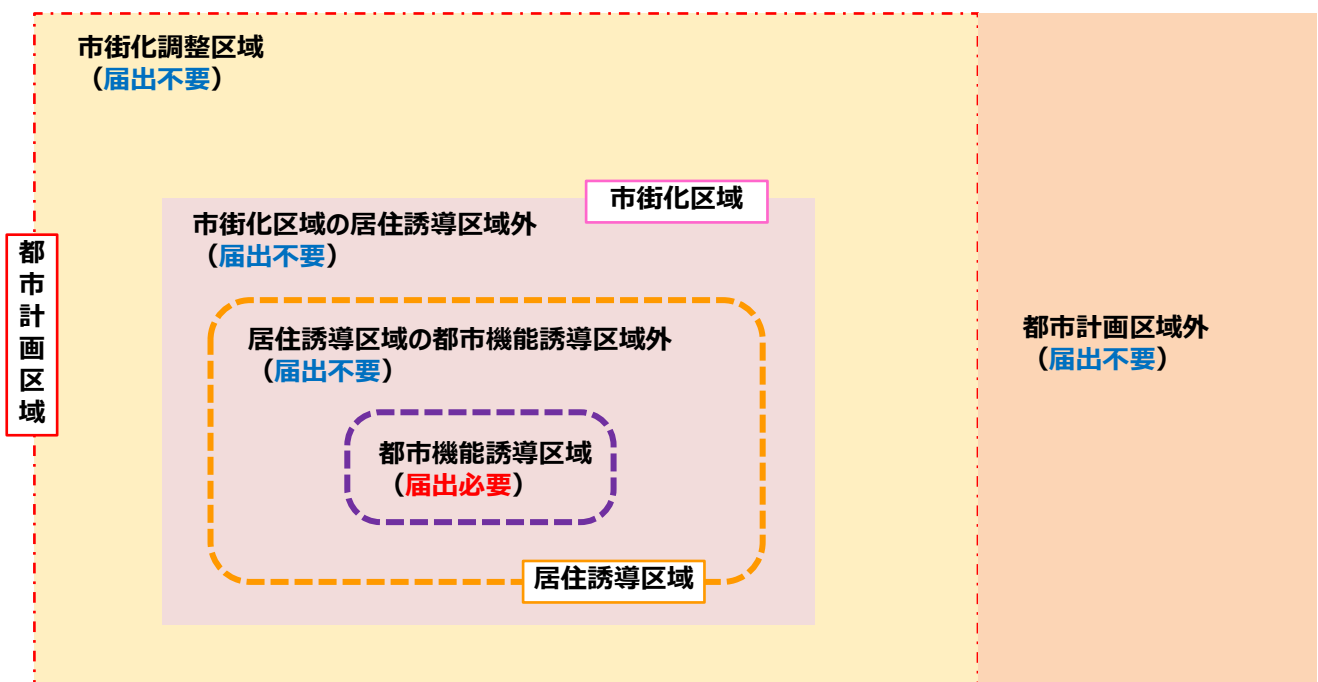
都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合には、これらの行為に着手する日の30日前までに市長への届出が義務付けられます。

■都市機能誘導区域において届出の対象となる行為のイメージ



出典：国土交通省「立地適正化計画作成の手引き」

■都市機能誘導区域内の届出制度のイメージ



（３）届出の対象となる施設

届出の対象となる施設は、５ページをご確認ください。

（４）届出の時期

届出対象となる行為に着手する日の30日前までに届出が必要です。

（５）提出部数

１部（控え等に受付印を希望する場合は、もう１部ご準備ください。）

（６）届出先

須坂市まちづくり推進部まちづくり課

（７）届出書類の作成

届出は、あらかじめ定められている届出書（様式）に添付図書を添えて行います。

都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合	■ 届出書（様式 7） ■ 添付図書 - 敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺1/100以上） - 建築物の二面以上の立面図及び各階平面図（縮尺1/50以上） - その他参考となるべき事項を記載した図面
--------------------------------	---

※届出様式は、須坂市ホームページにおいてダウンロードできます。